

## 中野市営豊田野球場

時間	使用料		照明施設使用料
	市内在住者	市外在住者	
1時間当たり	800円	2,400円	3750円

※照明施設使用料は、1時間未満の端数は1時間とする。

※「市外在住者」とは

①市外に住所を有する者又はこれらの者が半数以上を占める団体

(市内に勤務又は在学する者を除く。)

②市外に所在する事業所、官公署等

※以下のご予約前にお問い合わせください。

①入場料を徴収する場合

②主催する団体、事業所等が不特定多数の者を対象として営利を目的に使用する時